

新潟市花育推進委員会の傍聴に関する要領

1 趣旨

この要領は、附属機関等の会議の公開に関する指針に基づき、新潟市花育推進委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴手続き

- ① 委員会の傍聴を希望する者は、委員会を開催する会場の受付で傍聴希望者受付票（別記様式1）に住所及び氏名を記入し、委員会の長（以下「会長」という。）の許可を受ける。
- ② 傍聴の受付は先着順で行う。ただし、受付開始時に傍聴定員を超えるときは、抽選により決定する。

3 傍聴を許可しない場合

- ① 凶器等、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- ② のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- ③ 酒気を帯びている者
- ④ その他委員会を妨害し、又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

4 遵守事項

- ① 委員会開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明をしないこと。
- ② 会場において、飲食及び喫煙はしないこと。
- ③ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- ④ 事務局の指示に従うこと。
- ⑤ その他委員会の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと。

5 遵守事項を守らない場合

傍聴を許可された者が、上記遵守事項を守らない場合は、会長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じることとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

別記様式 1

新潟市花育推進委員会

傍聴希望者受付票

受付番号

開催日時	住所	氏名	結果
平成 年 月 日			許可 ・ 不許可